

## 廃棄物処理施設の設置許可について

廃棄物処理施設のうち、政令で定められた施設は設置許可が必要です。これらの施設は、自家用、営業用にかかわらず、全て許可が必要です。

なお、廃棄物処理施設の新たな設置や構造・規模の変更をする場合は、「県の指導要綱による事前協議」及び「廃棄物処理法による許可」等の手続きが必要です。

## 許可の必要な廃棄物処理施設について

### ◎ 許可の必要な産業廃棄物処理施設（法第15条・政令第7条）

中間処理施設		
産業廃棄物の種類	処理施設の種類の種類	処理能力
①汚泥	脱水施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
	乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
	天日乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
PCB汚染物及びPCB 処理物であるものを除く	焼却施設	5m <sup>3</sup> /日を超えるもの
		200kg/時間以上のもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
②廃油		
廃PCB等を除く	焼却施設	1m <sup>3</sup> /日を超えるもの
		200kg/時間以上のもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
③廃酸・廃アルカリ	中和施設	50m <sup>3</sup> /日を超えるもの
④廃プラスチック類	破碎施設	5トン/日を超えるもの
PCB汚染物及びPCB 処理物であるものを除く	焼却施設	100kg/日を超えるもの
		火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの
⑤木くず・がれき類	破碎施設	5トン/日を超えるもの (排出事業者の設置する移動式は当分の間除く)
⑥金属等又はダイオキシン類 を含む汚泥	コンクリート 固化施設	全ての施設
⑦水銀又はその化合物を含む	ばい焼施設	全ての施設
⑧汚泥、廃酸又は廃アルカリ	分解施設	全ての施設
⑨廃石綿又は石綿含有産業	溶解施設	全ての施設
⑩廃PCB等、PCB汚染物又は	焼却施設	全ての施設
⑪廃PCB等又はPCB処理物	分解施設	全ての施設
⑫廃PCB等又はPCB処理物	洗浄施設又は	全ての施設
	分離施設	
⑬上記を除く産業廃棄物	焼却施設	全ての施設

最終処分場	
処理施設の種類の種類	処理能力
①遮断型最終処分場	全ての施設
②管理型最終処分場	
③安定型最終処分場	

### ◎ 許可の必要な一般廃棄物処理施設（法第8条・政令第5条）

処理施設の種類の種類	処理能力
ごみ処理施設（肥料・飼料製造・木くずの破碎等）	5トン/日を超えるもの
焼却施設	200kg/時間以上のもの 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの

◎許可を要する施設の変更（法第15条の2の6・規則第12条の8）

次の各号の変更

- ・処理能力10パーセント以上増大
- ・施設の位置、処理方式の変更（規則第11条第2項第1号又は第2号）
- ・構造、設備のうち以下の政令第7条（許可を要する産業廃棄物処理施設）各号の主要なもの
  - 1号：脱水機
  - 2号：乾燥設備
  - 3号、5号、8号、12号13号の2：焼却室
  - 4号：湯水分離設備
  - 6号：中和槽
  - 7号及び8号の2：破碎機
  - 9号：混練設備
  - 10号：ばい焼室
  - 11号：熱分解設備又は分解槽
  - 11号の2：溶解炉又は破碎設備
  - 12号の2：反応設備
  - 13号：洗浄設備又は分離槽
  - 14号イ：外周仕切設備
  - 14号ロ：擁壁またはえん堤
  - 14号ハ：遮水層又は擁壁若しくはえん堤
- ・構造設備等の変更により、設計計算上達成できる排ガスの性状、放流水質その他生活環境への負荷に関する数値が増大するもの
- ・排ガス又は排水の排出方法（排出口の位置・排出先等を含む）又は量の増大に係る変更
- ・維持管理計画事項で、周辺的生活環境への影響が減じられないもの、又は排ガス・排水の測定頻度変更で測定頻度が高くないもの

◎届出を要する施設の変更（法第12条の10・規則第12条の10の2）

次の各号の変更

- ・焼却灰等の処分方法
- ・汚泥等の処分方法
- ・廃石綿等又は廃石綿含有廃棄物の溶解処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ・埋立処分計画及び災害防止計画
- ・搬入、搬出時間及び方法
- ・着工及び使用開始予定年月日
- ・前記「許可を要する施設の変更」の変更許可を要する以外の軽微な変更
- ・施設の廃止、休止、再開
- ・法第15条第1項の許可を受けた者に係る次に掲げる者に係る変更
  - イ 法第14条第5項第2号ハに規定する法定代理人
  - ロ 役員
  - ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているもの
  - ニ 令第6条の10に規定する使用人